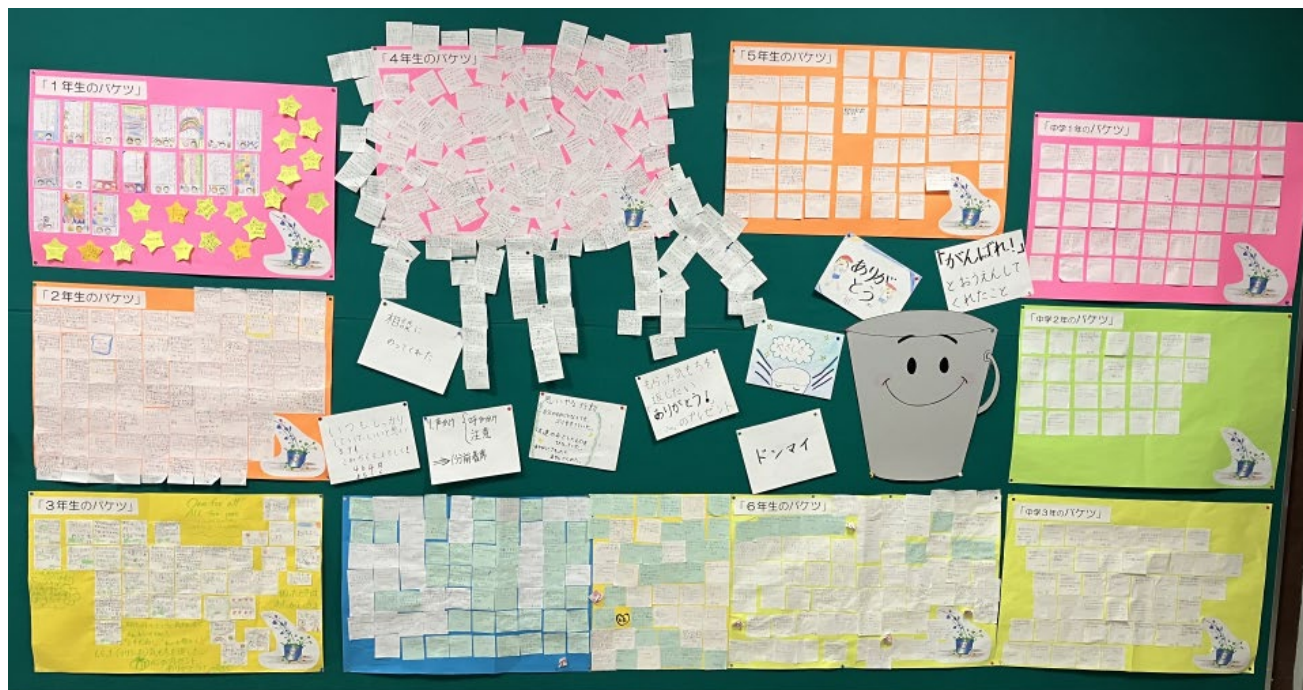


# 日本メキシコ学院日本コース「いじめ防止基本方針」

平成26年4月策定  
平成30年7月改訂  
令和4年4月改訂  
令和5年4月改訂

このいじめ防止基本方針を作成した目的は、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるため、絶対にいじめをしない・させない意志を強く表すためです。



いじめ防止サミット2023  
「幸せのバケツ」  
各学級で作成した掲示物

# 目 次

はじめに	3
<b>1 いじめの問題に対する基本的な考え方</b>	3
(1) 定義	
(2) 理解	
(3) いじめ解消	
(4) 基本認識	
(5) 学校としての構え	
<b>2 いじめをしない学校づくり</b>	5
(1) 児童生徒が主体となった活動を展開します	
(2) 教育目標「共に生き 未来を創る たくましいリセオの子」を目指します	
<b>3 いじめをさせない学校づくり</b>	6
(1) 校長のリーダーシップのもとで、チームの結束を固めます	
(2) 早期発見・早期対応、ホウレンソウを徹底します	
(3) 誰もが「わかる・できる授業」を創造していきます	
(4) 自分が大切だと思える自尊感情の育成を大切にします	
<b>4 いじめを見逃さない学校づくり</b>	8
(1) 家庭・地域・関係機関と一丸となった取組をします	
(2) 学部間で連携した取り組みをします	
<b>5 運営委員会としての取組</b>	8
(1) 学校の取組をサポートします	
(2) 教職員の研修の充実を支援します	
<b>6 いじめが起こったら</b>	9
(1) 正確・迅速な事実確認を	
(2) いじめられた児童生徒を守りきることを第一に	
(3) 徹底した再発防止策を、速やかに	
<b>7 保護者の役割</b>	10
<b>8 学校評価における留意事項</b>	11
<b>9 個人情報の取扱い</b>	11

## はじめに

ここに定める「日本メキシコ学院日本コースいじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。学校としてこれまで、いじめ問題を未然に防ぐことができるよう、いじめ防止サミットなどの取組を実施し、児童生徒会が中心となっていじめの未然防止に取り組んだり、各学部や各学級で良いこと見つけを日常的に行い、仲間の良さを主体的に見つけたりしています。

## 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

上記に示した法では、いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めるものです。

海外の日本人学校においても、子どもたちを守り安心して学校生活を送るためには、いじめを許さない姿勢や認識をだれもが共通してもつことは大変重要であります。また、子どもたちには、成長のなかで一人ひとりの違いが人間関係のねじれを生み出すことがあります。そのねじれを話し合い、解決していくことが違いを認め合う成長につながるのです。私たちは、いじめを許さない姿勢をはっきりとさせ、子どもたちの人間関係づくりの成長を見守りたいのです。学校・子ども・保護者・関係機関が手を携えて問題の解決に取り組むために、いじめ防止基本方針を作成しました。本方針は、文部科学省の通知及び都道府県教育委員会の取組等を参考に作成したものです。今後、必要に応じて、随時改訂を行うこととします。

※「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」である。

### (1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童生徒や周辺の状態等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努める必要がある。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

### (3) いじめ解消

#### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を

目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

## (4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ① 「いじめは、人権侵害であり人間として絶対に許されない」
  - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ② 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
  - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
  - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④ 「いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである」
- ⑤ 「いじめは、その行為の態様により暴行・恐喝・強要の刑罰法規に抵触する」
- ⑥ 「いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である」
- ⑦ 「いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている」
- ⑧ 「いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である」
- ⑨ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
  - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対する個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

## (5) 学校としての構え

# かけがえのない大切な一人ひとり

## ～誰も一人ぼっちにさせない～

### 【子どもたちへの4つの約束】

- 1 意味あることにがんばる子を、先生たちは精一杯応援します。  
→誰も一人ぼっちにさせない。
- 2 頑張る仲間の足を引っ張る子には、先生たちはみんなで指導します。  
→いじめはみんなですべて止める。
- 3 困ったことがある時は、一番相談しやすい人に相談してください。  
→誰にでもいいからSOSを伝えて。
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち上がります。  
→必ず24時間以内に問題解決に立ち上がる。

- ・集団生活を営む私たちの心の中には、人を見下したりうらやましがったりする、いじめにつながりやすい感情があることに気付かせる指導をする。
- ・集団生活を営む以上、いじめはどの集団でも起き得るという認識をもち、いじめの根絶を目指すものの「起きていない」という結果のみを求めるのではなく、一つ一つのいじめ問題を丁寧かつ迅速に克服していくという姿勢で臨む。
- ・いじめ問題は教育指導のチャンスであるにとらえ、早い段階での発見のために、児童生徒との対話に心がけ、児童生徒理解に徹する。
- ・児童生徒との対話を通じて、児童生徒の言動や心のよさを価値付けることで自尊感情を醸成し、いじめの問題や問題行動の未然防止に努める。また、職員がいじめの問題に対する認知力を高め、児童生徒の好ましい人間関係を育む。
- ・いじめ問題は学校における解決が必要な最優先課題であるとの認識をもって指導に当たる。
- ・学校は、児童生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童生徒を守る。

## (6) 保護者の責務等

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

## 2 いじめをしない学校づくり

### (1) 児童生徒が主体となった活動を展開します

児童生徒一人ひとりが「いじめはいけない」という認識をもち、すすんで行動しようとする決意を育てます。「いじめ防止サミット」では各クラスでのいじめ防止への話し合いや掲示物作成、いじめを題材にした道徳の授業を通して児童生徒のいじめ防止への意識を高めます。いじめを禁止するような取組ではなく、未然に防ぐことをコンセプトとして児童生徒会行事に関連させ、いきいきとした活動を実施します

### Check!!

- 1□ 総合的な学習の時間、児童生徒会活動をはじめとして、あらゆる教育活動において、児童生徒が主体的な活動に取り組む時間や場の保障がなされているか。
- 2□ 学級活動や道徳の時間などに、体験したことをもとに自分の考えを練り上げたり、友達の考えを聞き合い話し合う活動を取り上げたりするように努めているか。
- 3□ 児童生徒が自らの可能性を切り開けるように、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を年間行事計画等に組み込んでいるか。
- 4□ 児童生徒の主体的な活動を保護者や地域に広報し、参観等を呼びかけているか。また、結果についても伝えているか。
- 5□ 「自分がされていやなことはしない」、「なんでも『みんなが』といった責任転嫁をしたり、雰囲気にな流されたりしない」ことを児童生徒が意識し行動しているか。
- 6□ 児童生徒の言動に対して、「よいことはよい、だめなことはだめ」といった毅然とした指導を行ったり、自分たちでいじめをなくしていこうという気持ちを醸成するような適切な指導助言を行ったりしているか。
- 7□ 活動から得た自信が、児童生徒の新たな活動に対する意欲につながっているか。

## (2) 教育目標「共に生き 未来を創る たくましいリセオの子」を目指します

本校では、学校教育の目指す子ども像に「積極的に課題を追求する」「共に励まし合い高め合う」「豊かな心と健やかな体でチャレンジする」「お互いの違いを尊重できる」を大切にしてきました。この4点は、情操を育み、互いの気持ちを思いやる人間になるうえで欠かすことができません。いじめをしない子どもを育てるためにも、教育目標の具現化を積極的に推進します。とりわけ、一人ひとりが大切にされる集団づくりは、さまざまな活動を展開する際のとても重要な条件です。児童生徒の活動の中心となる学級づくりを根底に、集団として力が発揮できることを目指します。

また、自他の調和を図ることや人間はどうあるべきかという観点を踏まえた教育も必要です。規範意識や豊かな人間関係を育む道徳教育をさらに推進していきます。日頃から、いじめは人間として絶対に許されないことを指導します。道徳の授業等を通して、同調する者も傍観する者もいじめに加担しているという認識をもたせるとともに、いじめを止めることができなくても、教師や仲間にSOSを出すことが大切であることを理解させます。

運営委員会の協力を得て人生の先輩による講演も充実させたいものです。

### Check!!

- 8□ 児童生徒の心情を育む適書を与える準備を、日ごろから行っているか。
- 9□ 児童生徒はすすんであいさつをしているか。また、あいさつを奨励するしかけや働きかけが、保護者や地域を含めてなされているか。
- 10□ 児童生徒は正しく美しい言葉づかい、相手や場を意識した言葉づかいをしているか。また、そうした言葉づかいの前提となる道徳教育を推進し豊かな心を育成しているか。
- 11□ 正義が通る学級・集団になっているか。
- 12□ よりよい学級の実現をめざし、間断なく学級づくりを進めていこうとしているか。
- 13□ 互いを思いやり、尊重し、いのちや人権を大切にする指導等の充実に努めているか。
- 14□ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。

## 3 いじめをさせない学校づくり

### (1) 校長のリーダーシップのもとで、チームの結束を固めます

問題の起こりがちな学校では、先生が一人で問題を抱え込んでしまうケースが少なくありません。いじめをさせないためには、誰の指示で、誰が、どのような動きをするのかをいま一度しっかりと確認する必要があります。

いじめは、いのち・人権にかかわる重大な事案であり、それだけに、決して許されるものではないこと、しかし、いじめは、どの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものであるとの認識をもち、特定の先生が抱え込んだり事実を隠したりすることのない学校づくりに努めます。子どもを責めるいじめ防止基本方針ではなく、どの子も守るものにしなければなりません。そのためには、違いを受け止め、ゴールを見失わないみんなの支えも必要です。

いじめ対策委員会(校長 教頭 教務主任 学部長 生活指導部長 生活指導部教員 学習指導部長 担任)を組織し、校務分掌に位置付け、この方針の検討やいじめ事案の対応にあたります。

(法の規定を踏まえ、構成員を明確にして設置すべき組織について)

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等

の対策のための組織を置くものとする。

**Check!!**

- 15□ いじめの重大性を全教職員が認識し、校長を中心にした一致協力体制を確立しているか。また、いじめが発生したときにはすぐに対応できる組織になっているか。
- 16□ 確認された指導方針のもと、全教職員が同じ歩調で実践を重ねているか。
- 17□ 職員会議などの場で、児童生徒理解を深める情報交換を定期的継続的に行っているか。
- 18□ 発生した問題を、特定の教員が抱え込んだり事実を隠したりすることがないように、どんなことでも言い合える職場の雰囲気を作られているか。
- 19□ 保護者や地域から思いや情報を受け取る方法が開かれているか。
- 20□ 学校としての取組を評価する機会を設け、振り返っているか。

**(2) 早期発見・早期対応、ホウレンソウを徹底します**

最初の段階で対応を誤ると、それが例え小さなものであっても、時間が経つにつれて大きなものになります。それだけ初期対応は大切です。チームで対応するとともに、連絡、報告を徹底します。

また、早期発見のためには日ごろのきめ細かな児童生徒観察が必要です。学級担任は、連絡帳や生活記録の記載内容などを通じて子どもの思いや保護者の願いを把握し、すべての教職員が児童生徒の顔色、顔つき、発言、人間関係などを知る努力をしています。いじめ・こころのアンケート実施後には教育相談日を位置付けるとともに、スクールカウンセラーによる相談の機会も活用するなど、いつでも誰でもどの職員にも相談してよいスタンスで、児童生徒が相談しやすい環境づくりに努めます。担任だけでなく子どもの思いや情報は、副担任、学部長、教頭、校長、だれでもが受け取れるようにしていきます。

声をあげたくてもあげられない子ども、親に言うことでまたいじめられるのではないかと怖れる子ども、親に心配をかけたくないと思う子どもがいるという認識をもって対応します。

**Check!!**

- 21□ 教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係が醸成できるよう、すべての教職員が、日常の教育活動の中できめ細かな配慮を重ねているか。
- 22□ 授業中はもとより、休み時間、放課後等においても児童生徒の状況を把握するために声かけをするなどに努めているか。
- 23□ 児童生徒の目線で見たり考えたりし、いじめの可能性を見過ごさないようにしているか。
- 24□ 必要に応じて児童生徒にかかわる情報を迅速・正確に共有できる体制であるか。
- 25□ 児童生徒の生活実態や思いを、聞き取りやアンケートなどできめ細かく把握しているか。
- 26□ 児童生徒・保護者の思いや悩みを受け止められる体制、場、雰囲気があるか。
- 27□ 児童生徒・保護者の思いや悩みに迅速・柔軟に対応する体制ができているか。

**(3) 誰もが「わかる・できる授業」を創造していきます**

授業に勝る児童・生徒指導はありません。「3言語の向上をめざす授業」「交流を活用した授業」等に取り組む中で、児童生徒が自ら考える活動や学び方を身に付ける指導に力を入れています。一人ひとりの考えが受け入れられ、ともに伸びていこうとする授業の創造をめざします。あわせて、道徳教育を見直し、心の耕しを大切にする授業を展開します。

**Check!!**

- 28□ 授業のめあてや身に付く力、学習の流れ、ゴールを明確に示しているか。
- 29□ 「話す」「書く」場面を設けるなど、言語活動の充実を意識した授業を展開しているか。

- 30□ 学校図書館の機能を活用した授業を展開しているか。
- 31□ 学級を学習集団として育てているか。
- 32□ 一人ひとりの考えが受け入れられるようにするなど、児童生徒指導の機能を生かした授業を展開しているか。

**(4) 自分が大切だと思える自尊感情の育成を大切にします**

学校にはさまざまな児童生徒がいます。いじめをさせない学校づくりを進めていくためには、一人ひとりの特性や状況を理解し、自分が大切だと思えることで、その多様性を認め合うことができるようになるのです。

**Check!!**

- 33□ 児童生徒一人ひとりの特性・状況を正しく理解できるよう受容的態度で接しているか。
- 34□ 一人ひとりの特性・状況・能力を共通理解し、それに適した指導を行っているか。
- 35□ 得意な面を伸ばすことをめざして、一生懸命に取り組むことを児童生徒一人ひとりがかかっているか。また、それを教職員が理解し応援しているか。
- 36□ 集団の中で、一人ひとりに適した役割、やりきることによって成就感が得られる役割を与えているか。また、与えた役割に対して適切な評価を行っているか。
- 37□ 「できない」ではなく、「できる」という肯定的な姿勢で寄り添い、児童生徒をほめたり励ましたりしているか。
- 38□ 学級等に、児童生徒が失敗しても「もう一度やってみよう」と思える雰囲気があるか。

**4 いじめを見逃さない学校づくり**

**(1) 家庭・地域・関係機関と一丸となった取組をします**

家庭や地域のみなさんが学校のことを理解し行動してくださる力は、大きなものです。家庭や地域との関係を友好で緊密なものにするために、学級通信や学校だより、電話や懇談など可能な方法で、日ごろから学校を開いていきます。また学校は、児童生徒のよいところを積極的に伝えとともに、相談等については真摯に受け止め、面談しながら共に考え合い、よりよい解決を目指すよう努めます。いじめの認知や対応については、早急に行ったり、被害者側に寄り添ったりして、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくりを行います。

いじめ防止のために、「いじめ防止月間」や「いじめ防止サミット」の取組を実施します。それぞれの立場でいじめを許さない姿勢をアピール文として作成し、発表することから意識を高め、一丸となって取り組みます。

**Check!!**

- 39□ いじめに対する基本方針や指導計画、対処方法等を、各種通信などを使って周知し、保護者や地域の理解を得るように努めているか。
- 40□ ケアが必要な児童生徒について、常に家庭と連絡を取り合っ情報を更新しているか。
- 41□ スクールカウンセラー（SC）を組織に取り入れ、児童生徒を取り巻く問題を多面的にとらえようとしているか。
- 42□ 保護者に上記の情報等を紹介しているか。

**(2) 学部間で連携した取組をします**

中学生の動きを観察していると、小学校のころからの人間関係を引きずっているケースを見かけるこ



とがあります。対等で成熟した人間関係を成立させるためにも、幼小連携や小中連携、そして、情報交換を欠かすことはできません。毎週金曜日に児童生徒報告会を実施し、全職員で子どもを見守るように努めます。また、昨年度の状況を確実に引き継ぎ、今年度の指導のスタートに生かします。

**Check!!**

- 43□ 一人ひとりの見取りを次の学年、次の学校に伝えているか。
- 44□ 児童生徒指導面だけでなく、学習面（授業の進め方、ノートの取り方、評価のしかたなど）についても情報交換をしているか。

**5 運営委員会としての取組**

**(1) 学校の取り組みをサポートします**

ネット上のいじめなど、新しい形の問題も起こってきています。いじめのさまざまな形やその対処法など具体的に新しい方法を知ることは、いじめ問題について研修を深めることであり、広く言えば教職員の資質を高めることとなります。教職員の研修を支援し、意識改善のポイントについての結果から運営委員会としてのサポートの仕方を検討します。

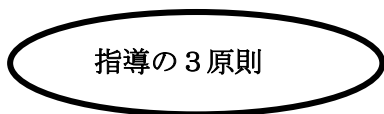
**(2) 教職員の研修の充実を支援します**

いじめの問題に対する認知力を高め、好ましい人間関係を育むことができるよう、校長の指導のもと、教職員研修を行います。また、年1回の学校評価に合わせて本方針にある **Check!!**を点検します。ネット上のいじめ対応・特別な支援を必要とする児童生徒の対応など日本での対応を参考に教員による研修会を実施します。チェックの点検、意識改善の研修会について運営委員会に報告します。

**Check!!**

- 45□ いじめ問題にも留意した教職員の資質を高める研修を企画するとともに、それが講義形式にとどまらないよう研修の内容や方法を工夫しているか。

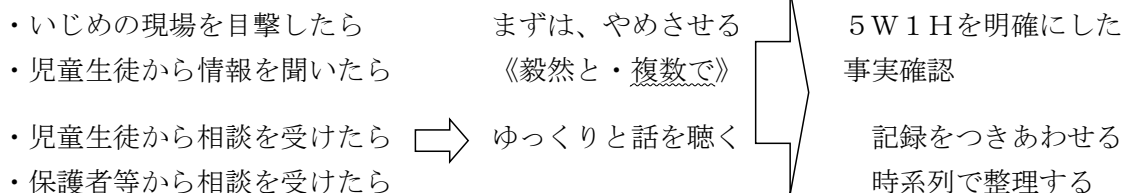
**6 いじめが起きたら**



- ◎ 正確・迅速な事実確認を
- ◎ いじめられた児童生徒を守りきることを第一に
- ◎ 徹底した再発防止策を、速やかに

**※※※ 組織対応を実施する ※※※**

**(1) 正確・迅速な事実確認を**



- ① つらい思いをしてきた児童生徒の心情に寄り添いながら、可能な限り詳細に聴き取る。
- ② 児童生徒の顔を見ながら、原則として複数で聴き取る。

## (2) いじめられた児童生徒を守りきることを第一に

- ①まず、当該児童生徒をいじめから全力で守ることを約束し、安心感をもたせること。
- ②共感的に聴く姿勢に徹しながら、いじめられた立場に立って気持ちの理解に努めること。(必要に応じて、SCなどの専門家による心のケアに努めること)
- ③児童生徒の気持ちの安定を図り、前向きに学校生活を営むことができるように指導助言すること。(ただし、決して急がないこと。必要に応じてさまざまな支援策を講じること)
- ④聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。保護者の対応については、必ず複数で行うこととし、特定の教員が問題を抱え込むことのないようにすること。
- ⑤事後の手立てを明確に示し、その実現に誠心誠意努力することで、児童生徒や保護者からの信頼を取り戻すように努めること。
- ⑥児童生徒の観察を継続的に入念に行い、保護者とも連絡を取り合うこと。(電話連絡だけでなく懇談を行うなど、保護者との意思疎通が円滑になるように努めること)
- ⑦児童生徒の人権や個人情報に十分配慮しつつ、再発防止、うわさや情報の整理のため保護者と相談し懇談会等を実施し可能な情報を公開することを検討していくこと。

## (3) 徹底した再発防止策を、速やかに

### a) いじめた児童生徒への指導を

- ①事実をきちんと認めさせることは必要であるが、威圧的な指導方法をとるのではなく、自分(たち)がとってきた言動がどれだけ人を傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。(自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること)
- ②児童生徒の気持ちも聴き、いじめにまで発展してしまった要因や背景を把握すること。
- ③児童生徒の気持ちの安定を図りつつ、今後自分(たち)がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。
- ④家庭の状況にも配慮しながら、聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。また、保護者の思いも十分に聴き取ること。その際は、必ず複数で対応すること。
- ⑤必要に応じて関係機関に相談し、保護者にもその機関を紹介すること。
- ⑥いじめにあった児童生徒に心から謝罪させるとともに、二度と繰り返さない決意を伝えさせること。(本人同士を対面させることが望ましいが、いじめにあった児童生徒やその保護者の意向を第一とし、必ずしもその形にこだわるものではない。しかし、何らかの形で反省の思いを伝えるよう指導すること)
- ⑦これからが大切という視点で指導をし、一生懸命に取り組めるものを探して学級の中でしっかり役割を果たし、自分が変わっていきける(今度は自分がいじめを止める立場になれる)よう促す(支援する)こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。
- ⑧指導にかかわらず深刻ないじめを繰り返す児童生徒に対しては、出席停止による措置を含め、毅然とした対応で臨むこと。
- ⑨いじめは、いじめをした側が100パーセント悪いという明確な判断基準を教職員側が共通理解した上で指導・対応に臨むこと。

### b) 傍観者になっていた児童生徒への指導を

- ①聴き取りやアンケートなどにより、自分が見知っていることを明らかにさせること。
- ②自分たちのとった行為(見て見ぬふり、はやし立てる行為など)がいじめを助長すること、自分たちもいじめる側の人間であることを教えること。(日ごろから、「傍観者=いじめる側」の意識をもたせる指導をしておくことが大切)

- ③自分たちのとった行為がどれだけ被害者の孤独感を深め傷つけるものであったかを自覚できるような指導に努めること。全体指導だけでは、ともすれば「私は関係ない」といった思いを抱く児童生徒が出てくるので、そうした思いをもたせないよう配慮すること。（自分の言動でいけなかったところを自分の言葉で語らせること）
- ④児童生徒の気持ちの安定を図り、今後自分（たち）がとるべき方向・方法を見つけさせるように指導すること。（必要に応じてさまざまな支援を講じること）
- ⑤聴き取った事実を保護者に正しく伝えること。（「うちの子は見ていただけと聞いています」と答える保護者がいるだろうが、見ていただけという行為がいじめにつながったことについて、十分説明をして理解を求めること）
- ⑥周りの児童生徒がいじめを止められなかった要因や背景を把握すること。
- ⑦これからが大切だという視点で指導をし、学級（集団）としてどうしていくことが必要かを考えさせ、自分（たち）が変わっていけるように促す（支援する）こと。そうした中で教職員との信頼関係を築いていくこと。

## 7 保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するように努める。

- ・スマートフォン等情報機器に関わる様々な問題について、理解を深めるよう努める。
- ・子どもの変化や悩み等について親子で話し合ったり学校に相談したりし、子ども自らの力で解決できるよう支援に努める。
- ・いじめは人として決して許されないことや思いやりの心をもつことの大切さ、よりよい生き方を求めることの素晴らしさなどについて、折に触れて指導するよう努める。
- ・子どもの言い分にも十分耳を傾けるなど、日頃から子どもとの対話を心掛ける。
- ・我が子の周囲でいじめが疑われるような情報を得たときには、我が子に確認したり一緒に考えたりし、無関心な立場を取らせるのではなく、深刻ないじめに発展しないよう止める勇気をもつことや学校に相談することなど、適切に助言するよう努める。
- ・いじめが疑われるような場面を見たときには、その場で一声掛けるよう努めるとともに、学校等に情報提供するよう心掛ける。
- ・我が子がいじめをしてしまった場合には、保護者としての責任の取り方を我が子に示すよいチャンスととらえ、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、改めて我が子に事の重大さを諭すことを心掛ける。
- ・問題後には、我が子の小さな頑張りや変化をとらえ、認め・励ますことを心掛ける。
- ・我が子がいじめを受けてしまった場合には、学校等とも相談しながら、子どもの心に寄り添い問題を乗り越えることができるよう支援する。

## 8 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの未然防止の取組に関すること
- ②いじめの早期発見の取組に関すること
- ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

## 9 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの

質問票の原本等の一次資料の保存期間は、最低でも当該児童生徒が卒業するまでとし、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。